

宮城県宮城海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第1号	大沢網株式会社	気仙沼市唐桑町泥這地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 58.14′、東経141° 38.68′ の点 イ 北緯38° 58.17′、東経141° 38.99′ の点 ウ 北緯38° 57.91′、東経141° 39.02′ の点 エ 北緯38° 57.98′、東経141° 38.69′ の点	定置漁業	定置漁業	5月1日から翌年1月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第2号	大沢網株式会社	気仙沼市唐桑町泥這地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 58.08′、東経141° 38.15′ の点 イ 北緯38° 58.14′、東経141° 38.68′ の点 ウ 北緯38° 57.98′、東経141° 38.69′ の点	定置漁業	定置漁業	5月1日から翌年1月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第3号	熊栄産業株式会社	気仙沼市唐桑町松島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 57.50′、東経141° 39.11′ の点 イ 北緯38° 57.62′、東経141° 39.06′ の点 ウ 北緯38° 57.68′、東経141° 39.41′ の点 エ 北緯38° 57.46′、東経141° 39.47′ の点	定置漁業	定置漁業	5月1日から翌年1月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第4号	熊栄産業株式会社	気仙沼市唐桑町松島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 57.55′、東経141° 38.69′ の点 イ 北緯38° 57.62′、東経141° 39.06′ の点 ウ 北緯38° 57.50′、東経141° 39.11′ の点	定置漁業	定置漁業	5月1日から翌年1月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第5号	大槻網有限会社	気仙沼市唐桑町大槻島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 56.74′、東経141° 39.68′ の点 イ 北緯38° 56.42′、東経141° 39.68′ の点 ウ 北緯38° 56.45′、東経141° 39.37′ の点 エ 北緯38° 56.64′、東経141° 39.36′ の点	定置漁業	定置漁業	5月1日から翌年1月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第6号	大槻網有限会社	気仙沼市唐桑町大槻島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 56.50′、東経141° 38.87′ の点 イ 北緯38° 56.64′、東経141° 39.36′ の点 ウ 北緯38° 56.45′、東経141° 39.37′ の点	定置漁業	定置漁業	5月1日から翌年1月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第7号	村上純一	気仙沼市唐桑町津本地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 51.76′、東経141° 39.39′ の点 イ 北緯38° 51.50′、東経141° 39.33′ の点 ウ 北緯38° 51.65′、東経141° 39.10′ の点	定置漁業	定置漁業	5月1日から翌年1月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第8号	村上純一	気仙沼市大島唐島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 51.74′、東経141° 38.47′ の点 イ 北緯38° 51.90′、東経141° 38.64′ の点 ウ 北緯38° 51.75′、東経141° 38.71′ の点	定置漁業	定置漁業	5月1日から翌年1月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第9号	宮城県漁業協同組合 有限会社泉澤水産	気仙沼市本吉町明神崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 48.63′、東経141° 35.77′ の点 イ 北緯38° 48.14′、東経141° 36.84′ の点 ウ 北緯38° 47.63′、東経141° 36.45′ の点 エ 北緯38° 48.16′、東経141° 35.37′ の点	定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第10号	宮城県漁業協同組合 有限会社泉澤水産	気仙沼市本吉町明神崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 48.14′、東経141° 36.84′ の点 イ 北緯38° 47.82′、東経141° 37.52′ の点 ウ 北緯38° 47.32′、東経141° 37.12′ の点 エ 北緯38° 47.63′、東経141° 36.45′ の点	定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第11号	日門定置網漁業生産組合	気仙沼市本吉町日門地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 48.35′、東経141° 34.19′ の点 イ 北緯38° 47.86′、東経141° 34.91′ の点 ウ 北緯38° 47.66′、東経141° 34.69′ の点 エ 北緯38° 48.14′、東経141° 33.98′ の点	定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)

定第12号	三浦恒志	南三陸町歌津泊地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 41.75′、東経141° 33.22′ の点 イ 北緯38° 41.72′、東経141° 33.25′ の点 ウ 北緯38° 41.36′、東経141° 33.00′ の点 エ 北緯38° 41.48′、東経141° 32.77′ の点	定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第13号	角万漁業生産組合	南三陸町歌津唐島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 41.69′、東経141° 32.15′ の点 イ 北緯38° 41.66′、東経141° 32.19′ の点 ウ 北緯38° 41.30′、東経141° 32.04′ の点 エ 北緯38° 41.33′、東経141° 31.81′ の点	定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第14号	渡邊太治	南三陸町志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 40.43′、東経141° 30.75′ の点 イ 北緯38° 40.15′、東経141° 31.34′ の点 ウ 北緯38° 40.04′、東経141° 31.09′ の点	定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第15号	徳宝丸漁業生産組合	南三陸町戸倉椿島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 39.14′、東経141° 29.56′ の点 イ 北緯38° 39.40′、東経141° 29.56′ の点 ウ 北緯38° 39.34′、東経141° 29.76′ の点	定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第16号	後藤長太郎	南三陸町戸倉ウソ島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 38.63′、東経141° 30.31′ の点 イ 北緯38° 39.13′、東経141° 30.41′ の点 ウ 北緯38° 39.16′、東経141° 30.62′ の点	定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第17号	徳宝丸漁業生産組合	南三陸町戸倉津根地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 38.64′、東経141° 30.89′ の点 イ 北緯38° 39.07′、東経141° 30.91′ の点 ウ 北緯38° 39.02′、東経141° 31.14′ の点	定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第18号	有限会社大丸漁業	石巻市雄勝町名振八景島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 33.17′、東経141° 30.76′ の点 イ 北緯38° 33.26′、東経141° 30.42′ の点 ウ 北緯38° 33.35′、東経141° 30.48′ の点	定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第19号	大和久男	石巻市雄勝町名振ハテ島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 33.61′、東経141° 30.89′ の点 イ 北緯38° 33.62′、東経141° 30.76′ の点 ウ 北緯38° 33.68′、東経141° 30.79′ の点	定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第20号	鈴木公義	牡鹿郡女川町桐ヶ崎鈴の崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 26.16′、東経141° 28.85′ の点 イ 北緯38° 25.97′、東経141° 28.85′ の点 ウ 北緯38° 25.98′、東経141° 28.77′ の点	定置漁業	定置漁業	3月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第21号	木村善光	牡鹿郡女川町横浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 25.14′、東経141° 28.51′ の点 イ 北緯38° 25.14′、東経141° 28.85′ の点 ウ 北緯38° 25.04′、東経141° 28.83′ の点	定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第22号	宮城県漁業協同組合 みやぎ定置漁業生産組合 有限会社泉澤水産	牡鹿郡女川町江島恋島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 23.54′、東経141° 35.43′ の点 イ 北緯38° 22.98′、東経141° 35.43′ の点 ウ 北緯38° 22.98′、東経141° 34.88′ の点 エ 北緯38° 23.41′、東経141° 35.11′ の点	定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第23号	宮城県漁業協同組合 みやぎ定置漁業生産組合 有限会社泉澤水産	牡鹿郡女川町江島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 24.36′、東経141° 35.56′ の点 イ 北緯38° 24.82′、東経141° 35.81′ の点 ウ 北緯38° 24.63′、東経141° 36.43′ の点 エ 北緯38° 24.05′、東経141° 35.64′ の点	定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)

定第24号	牡鹿漁業協同組合 株式会社文丸水産 宮城県漁業協同組合	石巻市金華山仁王地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 18.72′、東経141° 33.82′ の点 イ 北緯38° 18.64′、東経141° 33.56′ の点 ウ 北緯38° 19.05′、東経141° 33.50′ の点 エ 北緯38° 19.15′、東経141° 34.01′ の点		定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第25号	牡鹿漁業協同組合 株式会社文丸水産	石巻市金華山砂浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 16.11′、東経141° 33.50′ の点 イ 北緯38° 16.32′、東経141° 33.08′ の点 ウ 北緯38° 16.80′、東経141° 33.59′ の点 エ 北緯38° 16.73′、東経141° 33.73′ の点		定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第26号	株式会社山根漁業部 宮城県漁業協同組合 牡鹿漁業協同組合	石巻市金華山垂水地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.35′、東経141° 34.99′ の点 イ 北緯38° 17.35′、東経141° 35.76′ の点 ウ 北緯38° 16.92′、東経141° 35.67′ の点 エ 北緯38° 17.13′、東経141° 34.97′ の点		定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第27号	牡鹿漁業協同組合 有限会社泉澤水産	石巻市金華山鍬形地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 18.33′、東経141° 34.75′ の点 イ 北緯38° 18.45′、東経141° 34.51′ の点 ウ 北緯38° 18.96′、東経141° 34.91′ の点 エ 北緯38° 18.58′、東経141° 35.52′ の点		定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第28号	牡鹿漁業協同組合	石巻市金華山小白浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.11′、東経141° 33.33′ の点 イ 北緯38° 16.76′、東経141° 33.06′ の点 ウ 北緯38° 16.93′、東経141° 32.84′ の点		定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第29号	牡鹿漁業協同組合	石巻市金華山内高石地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 16.62′、東経141° 33.88′ の点 イ 北緯38° 16.14′、東経141° 33.88′ の点 ウ 北緯38° 16.20′、東経141° 33.59′ の点		定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第30号	宮城県漁業協同組合 株式会社山根漁業部	石巻市長渡浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 14.83′、東経141° 29.28′ の点 イ 北緯38° 14.76′、東経141° 29.48′ の点 ウ 北緯38° 13.79′、東経141° 29.12′ の点 エ 北緯38° 14.00′、東経141° 28.63′ の点		定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	ア、イ、ウ、エの点に宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離4キロメートル以上)
定第31号	宮城県漁業協同組合 山根定置漁業生産組合	石巻市杉の浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 15.44′、東経141° 28.11′ の点 イ 北緯38° 15.31′、東経141° 28.33′ の点 ウ 北緯38° 14.61′、東経141° 28.05′ の点 エ 北緯38° 14.80′、東経141° 27.63′ の点		定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	ウ及びエの点に宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離4キロメートル以上)
定第32号	宮城県漁業協同組合 株式会社山根漁業部	石巻市網地浜栗ヶ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 15.93′、東経141° 27.12′ の点 イ 北緯38° 15.77′、東経141° 27.31′ の点 ウ 北緯38° 15.12′、東経141° 26.89′ の点 エ 北緯38° 15.36′、東経141° 26.52′ の点		定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	ウ及びエの点に宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離4キロメートル以上)
定第33号	宮城県漁業協同組合 有限会社道下漁業	石巻市田代浜松石地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.56′、東経141° 24.40′ の点 イ 北緯38° 17.34′、東経141° 24.30′ の点 ウ 北緯38° 17.23′、東経141° 23.50′ の点 エ 北緯38° 17.55′、東経141° 23.55′ の点		定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)
定第34号	宮城県漁業協同組合 有限会社道下漁業	石巻市田代浜竜神崎地先(三石)	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.20′、東経141° 24.31′ の点 イ 北緯38° 16.96′、東経141° 24.43′ の点 ウ 北緯38° 16.45′、東経141° 23.74′ の点 エ 北緯38° 16.82′、東経141° 23.56′ の点		定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	宮城県漁業調整規則第59条による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)